

播磨科学公園都市圏域定住自立圏周遊型観光イベント実施業務 企画プロポーザル実施要領

1 趣旨

たつの市、宍粟市、上郡町及び佐用町の2市2町で構成する播磨科学公園都市圏域定住自立圏の観光分科会（以下、「分科会」という。）では、第2期播磨科学公園都市圏域定住自立圏共生ビジョンに基づき、地域資源を生かした広域観光の振興を行っている。

当圏域は、豊かな自然に恵まれ、悠久の歴史に培われた多彩な文化が薫る魅力ある地域であり、令和6年度には、観光誘客及び周遊時間の延長を目的として、播磨科学公園都市圏域定住自立圏広域観光ガイドブック（以下、「ガイドブック」という。）を作成した。また、令和7年度は、ガイドブックを活用し、2市2町の道の駅や観光スポットを巡る周遊型観光イベントを実施した。当事業は、参加者も多く、好評であったため令和8年度においても継続して実施する。

圏域内に点在する観光スポットやグルメスポット、道の駅等をゲーム感覚で楽しく巡る周遊型観光イベントを実施することにより、参加者の周遊を促進し、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

2 業務名

播磨科学公園都市圏域定住自立圏周遊型観光イベント実施業務

3 業務内容

別紙、業務仕様書のとおり

4 提案上限額

9,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

5 参加資格

本プロポーザル参加者は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 令和8年3月末時点で、たつの市入札参加資格者名簿（物品、役務）に登録されているもの。
- (2) 平成23年4月以降に、本案件に類似する周遊型観光イベント業務を地方公共団体から元請として完了した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告日から契約締結日までの間、たつの市又は兵庫県の指名停止基準に基

づく指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) たつの市暴力団の排除に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者と関係を有する者でないこと。

6 スケジュール

No.	事項	日程
1	実施要領等の公表	令和8年4月7日（火）
2	質問書の受付期間	令和8年4月7日（火）～4月14日（火）
3	質問に対する回答	令和8年4月17日（金）
4	参加表明書の受付期限	令和8年4月17日（金）～4月24日（金）
5	参加資格結果通知	令和8年4月28日（火）
6	企画提案書の受付期間	令和8年5月13日（水）～5月20日（水）
7	プレゼンテーション及び審査	令和8年5月27日（水）予定
8	審査結果通知	令和8年6月上旬
9	契約締結予定	令和8年6月中旬

7 参加方法について

プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出すること。なお、「参加表明書」、「プロポーザル実施要領」など公募に関する資料・様式等は、本市のホームページからダウンロードすること。

たつの市ホームページ (<https://www.city.tatsuno.lg.jp>)

(1) 提出書類、提出部数

①参加表明書（様式1）1部

②会社概要（様式2）1部

③参加資格確認書（様式3）1部

同種の類似業務の契約実績を記載すること。また、契約書の写し及び実際の発行物など契約実績が確認できる書類を併せて提出すること。

(2) 提出期限 令和8年4月24日（金）午後5時必着

- (3) 提出方法 郵送（書留郵便）又は持参
- (4) 提出先 分科会事務局（事務局：たつの市産業部観光振興課）
〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永 1005-1

8 質問書の受付

本実施要領に不明な点がある場合は、次の方法で質問書を提出すること。

- (1) 質問書類 質問書（様式4）によること。
- (2) 受付期間 令和8年4月7日（火）～4月14日（火）午後5時必着
- (3) 提出方法 質問箇所及び質問内容を分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。なお、他の方法による質問は一切受け付けない。
メールアドレス：kankoshinko@city.tatsuno.lg.jp
- (4) 回 答 質問に対する回答は、令和8年4月17日（金）に、参加資格要件を満たす参加者に対して、参加表明書に記載された電子メールアドレスに回答するとともに、ホームページで公表。

9 辞退届の提出

参加申込後、プレゼンテーションへの参加を辞退する者は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出書類 辞退届（様式5）
- (2) 提出期限 令和8年5月20日（水）午後5時
- (3) 提出方法 郵送（書留郵便）又は持参
- (4) 提出先 分科会事務局（たつの市産業部観光振興課）

10 企画提案書等の作成及び提出

本プロポーザルに必要な企画提案書は、次の方法で作成し、提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書表紙（様式6）
代表者印を押印の上、企画提案書の表紙として提出すること。
 - イ 企画提案書（任意様式）
仕様書に記載の目的、業務内容を踏まえ、別紙1の評価基準に沿って、業務を遂行する具体的な手法を記載すること。
本プロポーザルは、最適な受託業者を選定するために企画提案を求めるものであり、具体的な数値や根拠は求めない。
企画提案書は、A4版で縦型に記載し、表紙・目次を除いた両面印刷20ページ以内で作成し、ページ番号を記載すること。

- ウ 配置予定者調書（様式 7） 主担当者及び副担当者の氏名、経歴、実績を記載すること。
- エ 提案見積書（様式 8） 会社名、代表者名を記載し、押印すること。
積算内訳書（任意様式）を添付すること。
- (2) 提出期限 令和 8 年 5 月 2 0 日(水) 午後 5 時必着
- (3) 提出方法 郵送（書留郵便）又は持参
- (4) 提出先 分科会事務局（たつの市産業部観光振興課）
- (5) 提出部数 上記ア～エの順で製本し、インデックスを付け、A 4 ファイルに閉じて提出すること。
正本 1 部（代表者印のあるもの） 副本 1 0 部（正本の写し）
- (6) 注意事項 副本のイ～エの内には「企業名、会社名、ロゴ」を記載しないこと。

1 1 プレゼンテーション審査

参加資格結果通知を受け取った提案者は、次のプレゼンテーションを行い、審査を受けることとする。なお、本プロポーザルの提案者が 1 者であっても同様に審査を実施し、基準を満たしていると判断した場合は優先交渉権者として選定する。

- (1) 日 時 令和 8 年 5 月 2 7 日(水) 予定
- (2) 時 間 3 0 分（企画内容説明 2 0 分、質疑応答 1 0 分）とし、準備時間を除く。
- (3) 参加者 5 名以内
- (4) 内 容 提出のあった企画提案書によるものとし、当日の追加資料の提出は認めない。パソコンは、提案者が持参し、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。

1 2 審査方法

(1) 審査委員会の設置

定住自立圏の構成市町の職員で組織する審査委員会を設置し、本業務に最も適した相手方となる候補者を厳正かつ公平に決定する。審査委員会は、8 名以内で組織する。

(2) 審査及び配点

プロポーザルの審査は、審査委員会の各委員が評価を行うものとする。なお、配点については、「別紙 1」のとおりとする。最高点を得た候補者を委託候補者とし、審査結果が同点であった場合は、審査委員会で決定する。

(3) 審査結果の発表

審査結果は、令和8年6月上旬に全ての参加者に文書で通知するとともに分科会事務局（たつの市のホームページ）で公表する。
公表内容は、落札者の業者名とその評価点とします。

1.3 委託契約

最高点を得た委託候補者と、詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意した上で委託契約を締結する。協議により提案の一部又は委託料を変更する場合がある。協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。また、業務の全部又は一部について、本市の承諾なしに他者に再委託することはできない。

1.4 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等については返却しない。
- (3) 提出された書類等は必要に応じて複写することがある。
- (4) 応募資格要件を満たさない者は無効とする。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (6) 提出書類に重大な記載不備がある場合は、無効とする。
- (7) 本プロポーザルの参加業者が1者のみの場合でも、プロポーザルは成立するものとする。